

平成25年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	12月12日 午前10時08分		
	散 会	12月12日 午前11時59分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	総務課主幹	當 山 清 巳
	総 務 課 長	島 袋 隆 則	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	教 育 長	新 城 敦		
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

平成25年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成25年12月12日（木曜日）

1. 開会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第44号	今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について	説 明
6	議案第45号	今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第46号	今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について	説 明
8	議案第47号	今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について	説 明
9	議案第48号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第49号	今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	説 明
11	議案第50号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	説 明
12	議案第51号	今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について	説 明
13	議案第52号	土地の取得について	説 明
14	議案第53号	今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について	説 明
15	議案第54号	平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	説 明
16	議案第55号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について	説 明
17	議案第56号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について	説 明
18	議案第57号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について	説 明
19	議案第58号	工事請負契約について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
20 21 22	議案第59号 報告第11号	工事請負契約について 専決処分の報告について 現場踏査	説 明 報 告

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成25年第4回今帰仁村議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時08分)

本日の会議を開きます。

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 山内 聡議員及び8番 與那嶺好和議員を指名いたします。

日程第2.「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月20日までの9日間と決定いたしました。

日程第3.「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書が、お手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

3. 9月3日 平成25年度北部振興会第1回総会が開催されました。

4. 9月4日 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請に参加しました。

5. 9月5日 運天港活用推進協議会が開催されました。

6. 9月7日～8日 第68回今帰仁村陸上競技大会が開催されました。

7. 9月15日 今帰仁村ハーリー大会が開催されました。

8. 9月26日 第37回北部地区畜産共進会が開催されました。

9. 9月28日～29日 第4回総合まつりが開催されました。

10. 10月1日 北部広域市町村圏事務組合議会第42回定例会が開催されました。

11. 10月4日 平成25年度村平和祈願祭に参列いたしました。

12. 10月12日 第29回やんばる産業まつりが開催されました。

13. 10月13日 第60回九州地区母子寡婦福祉研修大会が開催されました。

14. 10月27日 村内小学校で運動会が開催されました。

15. 10月29日 沖縄県町村議会議長会定例理事会・総合が開催されました。

16. 10月29日 「飲酒運転根絶県民大会」が開催されました。

17. 10月30日 町村議会議員・事務局職員研修会が開催されました。

18. 11月2日 第1回いいな運天港いちゃり場まつりが開催されました。

19. 11月3日 今帰仁村郷友会運動会が浦添市で開催されました。

- 20. 11月9日～10日 ツールドおきなわが開催されました。
- 21. 11月13日 第57回町村議会議長会・全国大会が東京で開催されました。
- 22. 11月14日～17日 シンガポール視察研修に参加しました。
- 23. 11月23日 緑の育樹祭が村運動公園で開催されました。
- 24. 11月24日 天底小学校125周年記念式典が開催されました。
- 25. 11月25日 第22回暴力団追放沖縄県民大会・暴力団壊滅宜野湾市民総決起大会が開催されました。

これで諸般の報告を終わります。

休憩します。

(休憩時刻 午前10時13分)

再開します。

(再開時刻 午前10時18分)

日程第4.「村長の行政報告」を行います。これを許します。村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 村長行政報告を前もって議員に配付すべきでありましたけれども、配付されておられません。申しわけなく思っております。村長行政報告を行います。

- 9月
 - 3日 北部振興会総会が開催されました。
 - 4日 今泊区地震・津波防災訓練を行いました。
 - 5日 運天港活用推進協議会が開催されました。
 - 〃 観光協会との意見交換会を実施しました。
 - 7日・8日 村陸上競技大会が開催されました。
 - 11日 村敬老会を開催しました。
 - 12日 人権の花「植付け式」を開催しました。
 - 15日 第60回今帰仁ハーリー大会が開催されました。
 - 26日 第37回北部地区畜産共進会が開催されました。
 - 28日・29日 第4回総合まつりを開催しました。
- 10月
 - 4日 村平和祈願祭を開催しました。
 - 9日 全国史跡整備市町村協議会（南城市）役員会・大会に出席しました。
 - 11日 伊平屋村・伊是名村・今帰仁村三村交流事業実行委員会が開催されました。
 - 12日 村営保育所の運動会を開催しました。
 - 12日・13日 第29回やんばるの産業まつりが開催されました。
 - 13日 村老人婦人スポーツ大会が開催されました。
 - 15日 県消防通信指令施設運営協議会の説明会に参加しました。
 - 16日～18日 バンジージャンプ先進地視察を行いました。
 - 27日 村内各小学校の運動会が行われました。
 - 29日 「飲酒運転根絶県民大会」が開催されました。
 - 29日～31日 和牛県外購買者トップセールスに参加しました。
- 11月
 - 2日 第1回いいな運天港いちやり場まつりが開催されました。
 - 3日 今帰仁郷友会の運動会が開催されました。

- 11月 5日 今帰仁城跡でユリの植え付けを行いました。
- 6日 村防災会議を開催しました。
- 6日・7日 村チャリティーゴルフ大会を開催しました。
- 9日・10日 ツールドおきなわ2013が開催されました。
- 12日 古宇利プレミア駅伝コース「認定ランニングコース」プレート設置セレモニーが開催されました。
- 13日 総合事務局産業部、商工会との意見交換会に参加しました。
- 15日 ひとり暮らし老人激励会が開催されました。
- 〃 村商工会40周年記念式典が開催されました。
- 17日 東ティモール訪問団の歓迎式が行われました。
- 21日 総務課職員との意見交換会を実施しました。
- 23日 平成25年度緑の育樹祭が開催されました。
- 24日 天底小学校創立125周年記念式典が開催されました。
- 25日 平成26年度予算編成方針の説明会を開催しました。
- 〃 暴力団追放沖縄県民大会・暴力団撲滅宜野湾市民総決起大会が開催されました。
- 27日 県町村会総会が開催されました。
- 28日 人権の花「開花式」を開催しました。
- 〃 上運天公民館の起工式が行われました。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長 久田浩也君 これで村長行政報告を終わります。

日程第5、「議案第44号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第44号

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する
条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

沖縄振興特別推進市町村交付金により建設される地域活動拠点活性化施設の良好な管理及び運営を図るため、この条例を提出します。

今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、今帰仁村地域活動拠点活性化施設（以下「拠点活性化施設」という。）の設置及び管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 村は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、今帰仁村の農林漁業等産業の振興、生活改善の推進、住民の教養知識の向上、健康の増進、福祉の増進、伝統芸能の継承及び地域連帯感の高揚を図る等、地域活動の場として拠点活性化施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 拠点活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	今帰仁村地域活動拠点活性化施設
位 置	今帰仁村字上運天438番地

(指定管理者による管理)

第4条 村長は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に拠点活性化施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の選定)

第5条 村長は、今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号。以下「公の施設管理基本条例」という。）に基づき、拠点活性化施設が位置する区を当該拠点活性化施設の指定管理者として選定する。

(指定管理者の業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設等使用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (2) 施設等使用の許可の取り消し等及び立ち入りの制限に関する業務
- (3) 原状回復に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他拠点活性化施設の管理上必要な業務

(利用の許可)

第7条 拠点活性化施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。変更の場合も同様とする。

(利用料金)

第8条 拠点活性化施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものとする。

2 利用料金は、近隣の同種施設の料金を参考にし、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(委任)

第9条 この条例及び公の施設管理基本条例に定めるもののほか、拠点活性化施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第6、「議案第45号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第45号

今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

「沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱」が平成26年1月1日に改正されることに伴い、今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年条例第9号）を改正する必要があるため、この条例を提出します。

今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「配偶者のない女子」の次に「又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子」を加え、同項第3号中「配偶者のいない男子」の次に「又はDV防止法第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子」を加え、同条第2項第3号中「共済組合法」を「共済法」に改め、同項に次の1号を加える。

（7）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第3条第1項中「次の各号の」を「次の」に、「なお」を「ただし」に改め、「今帰仁村の区域外」の次に「（原則日本国内に限る。）」を加え、「対象とすることができる。」の次に「また、住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、村を生活の本拠にしていることが明らかでやむを得ない事由（配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など）で、住民票記載の申請が行えないときは、本制度の対象とすることができる。」を加え、同条第2項中「次の各号の」を「次の」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

（5）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

第4条第1項中「次の各号の」を「次の」に改め、同項第1号中「6月」を「7月」に改める。

第2条 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「被害者の保護」を「被害者の保護等」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の今帰仁母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成26年1月1日以降の診療に係る医療費等の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例中第2条の規定は、平成26年1月3日から施行する。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時30分)
○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

日程第7.「議案第46号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第46号

今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業を活用し、施設を導入する際の農家負担金の徴収に必要なため、この条例を提出します。

今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、今帰仁村（以下「村」という。）において実施する災害に強い栽培施設の整備事業（以下「事業」という。）に必要な費用に充てるため徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入義務者)

第2条 分担金は、事業の実施により利益を受ける者（以下「納入義務者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第3条 徴収する分担金の額は、事業に要する経費の総額から、当該事業に係る国及び県から交付を受ける補助金の合計額を除いた額とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 納入義務者は、村長が定める納入通知書により指定した納入期日までに分担金を納付しなければならない。

2 分担金の納付並びに督促滞納処分については、村税の普通徴収の方法に準ずる。

(分担金の精算)

第5条 村長は、事業が完了したときは、分担金の精算を行うものとする。

2 精算の結果、不足又は過納がある場合は、追徴又は還付しなければならない。

(処分)

第6条 村長は、納入義務者が指定納付期限後60日までに納付しない場合は、差押えの処分を行うことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第8、「議案第47号 今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第47号

今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業において村が農家へ機械を譲渡する際に農家負担金の徴収の必要があるため上記の議案を提出します。

今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、今帰仁村（以下「村」という。）が村内において実施する今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業（以下「事業」という。）に必要な費用に充てるため徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入義務者)

第2条 分担金は、事業の実施により利益を受ける者（以下「納入義務者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第3条 徴収する分担金の額は、事業に要する経費の総額から、当該事業に係る国及び県から交付を受ける補助金の合計額を除いた額とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 納入義務者は、村長が定める納入通知書により指定した納入期日までに分担金を納付しなければならない。

2 分担金の納付並びに督促滞納処分については、村税の普通徴収の方法に準ずる。

(分担金の精算)

第5条 村長は、事業が完了したときは、分担金の精算を行うものとする。

2 精算の結果、不足又は過納がある場合は、追徴又は還付しなければならない。

(処分)

第6条 村長は、納入義務者が指定納付期限後60日までに納付しない場合は、差押えの処分を行うことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第9、「議案第48号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第48号

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）」が平成26年1月3日に施行されることに伴い、今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号）を改正する必要があるため、この条例を提出します。

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ク中「被害者の保護」を「被害者の保護等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

以上でございます。新旧対照表が添付されておりますので、お目通しお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時38分)

日程第10.「議案第49号 今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第49号

今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

本村簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部を適用することに伴い、経営の基本に関する事項などを定めるため、この条例を提出します。

今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は次のとおりとする。

(1) 諸志簡易水道事業の給水区域は、今泊区、兼次区、諸志区、与那嶺区、仲尾次区、崎山区、平敷区、越地区及び謝名区とする。

(2) 天底簡易水道事業の給水区域は、仲宗根区、玉城区、呉我山区、天底区、勢理客区、渡喜仁区、運天区、上運天区、古宇利区及び謝名区の一部とする。

(3) 湧川簡易水道事業の給水区域は、湧川区とする。

3 給水人口は、10,400人とする。

4 1日最大給水量は、4,840立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 村長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月

30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため村長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、村長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(会計事務の処理)

第8条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第11、「議案第50号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時40分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第50号

今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

新たに制定する「今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例」の第3条第2項において給水区域を定め、本条例第2条に定める給水区域を削除するため、この条例を提出します。

今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例

今帰仁村水道事業給水条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第12.「議案第51号 今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第51号

今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について

上記議案について、別紙のとおり廃止したく議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

本村簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部を適用することに伴い、特別会計を置くことが同法第17条の規定に基づくことになり、本条例を廃止する必要があるため、この条例を提出

します。

今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例

今帰仁村水道事業特別会計条例（昭和49年条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

- 議長 久田浩也君 日程第13.「議案第52号 土地の取得について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第52号

土地の取得について

次により土地を取得したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

記

1 土地の表示

別 紙（今帰仁村字与那嶺477番 外19筆）

2 取得の目的

村道与那嶺諸志線の事業用地

3 取得価格

15,642,010円

4 契約の相手方

今帰仁村字仲尾次690番地

島袋 直三

今帰仁村字与那嶺311番地

與那嶺秀正

今帰仁村字与那嶺27番地1

仲宗根 洋

今帰仁村字与那嶺515番地	仲宗根一郎
今帰仁村字与那嶺41番地	内間 眞昭
横浜市鶴見区獅子ヶ谷町851番地	仲宗根正典
今帰仁村字与那嶺434番地	西島 郁夫
今帰仁村字与那嶺626番地	喜屋武國男
今帰仁村字与那嶺62番地	西島 務
今帰仁村字兼次83番地	山城 芳子
今帰仁村字与那嶺119番地	与那嶺財産区 区長 仲宗根順子

(別紙) 土地の表示

	大字	小字	地番	地目	地積 (㎡)	潰地 (㎡)	備 考
1	与那嶺	前平原	477	畑	360	94.04	
2	〃	〃	479	畑	557	247.77	
3	〃	〃	488	畑	479	8.90	
4	〃	〃	503	畑	448	16.49	
5	〃	〃	505	原野	391	76.19	
6	〃	〃	521	畑	1,166	354.75	
7	〃	〃	575	原野	577	60.74	
8	〃	〃	577	畑	331	20.71	
9	〃	〃	606	畑	293	31.51	
10	〃	〃	622	山林	227	227.00	
11	〃	〃	623	雑種地	184	56.22	
12	〃	〃	627	宅地	971	48.20	
13	〃	山田原	868-1	畑	573	19.61	
14	〃	〃	868-2	原野	184	11.23	
15	〃	〃	951	山林	2,161	142.64	
16	与那嶺	大掟雨川原	1328-1	畑 畑 畑	33,517	651.09 61.46 565.92	
17	〃	〃	1328-2	畑	23,372	278.26	
18	〃	〃	1328-3	山林 山林	80,139	1,607.34 1.01	

	大字	小字	地番	地目	地積 (㎡)	漬地 (㎡)	備 考
19	与那嶺	大掟雨川原	1328-4	山林	18,571	85.39	
20	〃	〃	1328-6	畑	5,844	1,037.47	
	合 計		20筆			5,703.94	

図面等も添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。お目通しを願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第14.「議案第53号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第53号

今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び
損失補償金額の決定について

今帰仁村と農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁との間で解約合意書（覚書）に伴う損失補償について和解を成立させるため及び同補償金額を定めるため、議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

記

- 1 相手方 今帰仁村字仲尾次886番地1
農業生産法人株式会社 ベストマッシュ今帰仁
- 2 和解の概要 村は、相手方に会社設立経費（448,180円）及び職員に対する給与・賞与（2,748,955円）を支払う。
- 3 損失補償金額 3,197,135円

提案理由

解約合意書に伴う損失補償の件について、和解を成立させるため及び同補償金額を定めたいので地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

和 解 の 提 案 書

今帰仁村長 與那嶺幸人 殿

平成25年11月11日

農業生産法人株式会社ベストマシユー代理人

プラザ法律事務所

弁護士 大 城 浩

同 上 原 義 信

同 篠 原 弘 一 郎

同 仲 里 豪

同 宮 尾 尚 子

冠省 本職らは、平成23年11月22日付で締結された覚書の履行に関し、従前からの貴村との交渉を踏まえ、平成25年9月11日付で、当方の最終の和解案の提案をさせていただきました。同提案については、貴村においても受入れ可能と判断されたものと理解しておりますが、残念ながら貴村議会において、和解承認の議案が否決されてしまいました。貴村議会の否決を受けまして、当方としては貴村相手に提訴することもやむなしと判断し、提訴の準備を進めておりましたが、貴村議会の否決をふまえた上で、和解について再考を願いたい旨の真摯な申入れがありましたので、弊社としても苦渋の決断のうえ、文字どおりの最終提案として、以下の和解案を提案させていただきます。つきましては、「議会の承認あることを条件に」当該提案内容で和解を成立させることが可能か否か、再度ご検討下さるようお願い致します。なお、議会の承認が得られない場合は、提訴以外に当方の権利実現の方途がありませんので、大変不本意ながら、法的措置をとらせていただきます。

記

1 会社設立経費について

提示額 448,180円

上記金額は平成25年8月28日付及び同年9月11日付で提案させていただいたとおりです。提案の理由も8月28日付の提案書に記載のとおりです。

覚書記載の金額どおりの提案であり、貴村においても異存なきものと思料致します。

2 給与・賞与について

提示額 2,748,955円

金額的には9月11日付の提案から人件費中の給与一カ月分相当額を減額・譲歩しております。また、8月25日付及び9月11日付の提案同様、請求の根拠において、貴村の主張に大幅に譲歩しております。

9月11日付の提案書をもとに提案の理由を再説すると以下のとおりです。

- (1) 平成25年7月5日付提案の和解案において、給与・賞与について3,405,300円を提案致しました。覚書の文言に従った場合には3,965,925円となる筈ですが、平成25年8月25日付の提案書に記載した理由のとおり、貴村の減額の申入れを受け、平成25年7月5日付の提案では3,405,300円の提案を致しました。
- (2) 上記提案に対し、貴村から更なる減額調整の申入れがあった事から、当方は早期に和解を成立させるとの趣旨から、平成25年8月25日付提案では、断腸の思いで大幅に譲歩した最終案として2,957,540円を提案致しました。
- (3) 以上の経緯で、平成25年8月25日付の大幅に譲歩した2,957,540円の最終提案を致しましたが、貴村からこれについても、再考願いたいとの申入れがありました。当社と致しましては8月25日付の提案以上の譲歩の余地はないものと考えておりましたので、当初はお断りする所存でありましたが、早期解決の見地から、断腸の思いで金2,937,263円の最終提案を致しました。
- (4) 以上の経緯を経て、貴村議会への和解承認の議案上程の運びとなりましたが、貴村議会のご理解とご承認を得られなかった事はまことに遺憾と言わざるを得ません。

もとより、貴村議会の不承認は貴村当局の責に帰すべきものではなく、和解の承認議案を議会へ上程するところまでこぎつけられた貴村当局のご努力に敬意を表する気持ちには些かの変わりもございません。しかし、地方自治法の規定上、議会の承認が得られない場合の当社の権利を実現する方途は訴えの提起以外にありませんので、貴村当局を提訴する事もやむをえなしと考え、前述のとおり提訴の準備を進めて今月中には提訴の予定でありました。

ところが、今般貴村から、和解承認の議案を再度上程する前提で、当方において和解案の再考はできないか、との申入れがありました。当社としては、既に大幅な譲歩を行っておりこれ以上譲歩の余地はないとの意見が大勢でありましたが、地方自治法の解釈上、村当局が否決された議案と全く同一の議案を再度議会に上程することは議会軽視とも受取られかねず相当性を欠くとの法的問題があることや、農業政策を推進する村当局と農業に携わる会社に対立することは不幸なこと、これ以上不幸な対立状態を放置することは貴村及び当社の双方にとって不毛な対立しか残さないこと、貴村当局も真摯に和解による解決を望んでおられることなどの諸般の事情を考慮して、もう一度だけ上記の和解案を提案することに致しました。宜しくご検討下さるようお願い致します。

なお、僭越ではございますが、回答は11月中にお願い致します。

- 3 平成25年8月25日付及び9月11日付提案書にも記載致しましたが、本提案は、あくまでも和解を前提とした提案であり、若し和解ができない場合には、当社はこれまでの提案に一切拘束されるものではないことをあらかじめご承知願います。

また、従前の提案の繰り返しになりますが、貴村と対立する意思は毛頭なく、今後とも村当局と良好な関係を保ちながら、貴村の農業の発展に貢献したいと考えておりますので、和解の成否にかかわらず、従前と変わらぬご指導・ご支援・ご協力をたまわりたく宜しくお願い致します。

覚 書

今帰仁村（以下「甲」という。）と農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁（以下「乙」という。）は、平成23年5月30日付け「今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書」（以下「原契約」という。）の解約について、下記のとおり合意した。なお、代替契約者とは同施設の新たな契約者（乙を除く。）をいう。

記

- 1 原契約解約に伴う(1)及び(2)の損害を甲が負担すること。
 - (1) 代替契約者が決定した場合は、乙が原契約を前提に会社設立登記した費用（明細別紙）
 - (2) 原契約履行を前提に平成23年4月1日より代替契約者が決定するまでの茸第2生産施設運営のため、雇用する従業員1名の給与・賞与
- 2 甲は、乙の雇用従業員が代替契約者により、従来の乙との契約内容に準じて再雇用されるよう努力することとする。
- 3 甲は、乙に対し、第1項の損害につき、代替契約者決定後30日以内に、乙の指定する口座に、振込により支払うこととする。
- 4 乙は、甲及び代替契約者に対し、乙と種菌メーカーとの間の試験栽培許諾契約の解約に関する費用及び試験栽培用種菌費用を請求しないこととする。
- 5 原契約の合意解約に伴う清算は、上記条項により全て終了するものとし、乙は今後、解約に関し一切の損害賠償は請求しない。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成23年11月22日

甲 今帰仁村字仲宗根219番地
今帰仁村長 與那嶺 幸 人

乙 今帰仁村字仲尾次886番地1
農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁
代表取締役 伊 藤 武 子

以上でございます。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

日程第15.「議案第54号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大城清紀君
議案第54号

平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村一般会計補正予算

平成25年度今帰仁村一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,605万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,430万8,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

- 議長 久田浩也君 休憩します。
 - 議長 久田浩也君 再開します。
- 副村長。

（休憩時刻 午前10時56分）

（再開時刻 午前11時08分）

- 副村長 大城清紀君

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		511,410	15,654	527,064
	1 村 民 税	164,323	6,227	170,550
	2 固 定 資 産 税	267,788	9,427	277,215
11 地 方 交 付 税		2,158,068	56,023	2,214,091
	1 地 方 交 付 税	2,158,068	56,023	2,214,091
12 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金		1	1,185	1,186
	1 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	1	1,185	1,186
14 使 用 料 及 び 手 数 料		43,062	20	43,082
	1 使 用 料	35,423	20	35,443
15 国 庫 支 出 金		485,908	157,307	643,215
	1 国 庫 負 担 金	241,402	31,434	272,836
	2 国 庫 補 助 金	242,012	125,186	367,198
	3 国 庫 委 託 金	2,494	687	3,181
16 県 支 出 金		1,395,534	45,186	1,440,720
	1 県 負 担 金	155,438	15,411	170,849
	2 県 補 助 金	1,206,177	29,775	1,235,952
17 財 産 収 入		9,849	3,426	13,275
	1 財 産 運 用 収 入	9,616	4	9,620
	2 財 産 売 払 収 入	233	3,422	3,655
18 寄 附 金		28,897	4,544	33,441
	1 寄 附 金	28,897	4,544	33,441
19 繰 入 金		235,677	870	236,547
	1 繰 入 金	235,677	870	236,547
21 諸 収 入		184,924	436	185,360
	4 雑 入	184,196	436	184,632
22 村 債		334,254	△18,600	315,654
	1 村 債	334,254	△18,600	315,654
歳 入 合 計		5,778,257	266,051	6,044,308

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時11分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時11分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 続きまして歳出です。

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		75,838	60	75,898
	1 議 会 費	75,838	60	75,898
2 総 務 費		791,384	16,258	807,642
	1 総 務 管 理 費	662,615	14,202	676,817
	2 徴 税 費	83,781	1,091	84,872
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	26,022	965	26,987
3 民 生 費		1,390,854	74,719	1,465,573
	1 社 会 福 祉 費	913,553	65,878	979,431
	2 児 童 福 祉 費	477,301	8,841	486,142
4 衛 生 費		337,025	124,390	461,415
	1 保 健 衛 生 費	154,492	124,070	278,562
	2 清 掃 費	182,533	320	182,853
6 農 林 水 産 業 費		1,055,478	14,584	1,070,062
	1 農 業 費	1,007,885	10,380	1,018,265
	2 林 業 費	31,307	4,204	35,511
	3 水 産 業 費	16,286	0	16,286
7 商 工 費		233,866	26,305	260,171
	1 商 工 費	233,866	26,305	260,171
8 土 木 費		417,888	△4,759	413,129
	1 土 木 管 理 費	14,365	0	14,365
	2 道 路 橋 梁 費	307,518	4,622	312,140
	3 河 川 費	64,103	△9,800	54,303
	4 港 湾 費	23,108	129	23,237
	5 住 宅 費	8,794	290	9,084
10 教 育 費		726,586	14,494	741,080
	1 教 育 総 務 費	105,337	6,568	111,905
	2 小 学 校 費	73,225	5,599	78,824
	3 中 学 校 費	27,750	2,496	30,246
	4 幼 稚 園 費	33,158	544	33,702
	5 社 会 教 育 費	281,557	△3,065	278,492
	6 保 健 体 育 費	205,559	2,352	207,911
歳 出 合 計		5,778,257	266,051	6,044,308

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 37,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。	千円 37,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。
村づくり交付金（中部地区）	18,700	〃			18,700	〃		
村づくり交付金（東部地区）	29,800	〃			29,800	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	31,900	〃			31,900	〃		
村道古宇利線改良事業	4,300	〃			4,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	49,300	〃			30,700	〃		
臨時財政対策債	162,554	〃			162,554	〃		
合 計	334,254				315,654			

続きまして総括以下、説明につきましてはお目通しを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時19分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 以下、細かい説明につきましては、総務課長をして説明したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 9ページの歳入からお願いいたします。9ページ1款村税、1項村民税、1目個人、これについては現年度課税分所得割の増でございます。

次ページ、滞納繰越分が400万円。

11ページ、地方交付税。これは普通交付税5,602万3,000円の増が主な要因でございます。

12ページ、1目交通安全対策特別交付金。これは118万5,000円の増となっております。

14ページをお開きお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。これは身体障害者福祉費負担金、補装具それから障害福祉サービス費3,000万円が主な要因のようでございます。

15ページ、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。これは地域の元気臨時交付金1億2,428万6,000円の増でございます。

17ページをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金。これは身体障害者福祉費負担金補装具それから障害福祉サービス費1,500万円の増が主な要因でございます。

18ページ、沖縄振興特別推進交付金352万9,000円の増でございます。2目民生費補助金、4節安心子ども基金事業補助金。これは子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業283万5,000円、これが主な増でございます。4目農林水産業費県補助金、これにつきましては青年就農給付金900万円、環境保全型農業補助金2万2,200円、これが主な増でございます。3節林業費補助金、これにつきましては森林病害虫等防除事業(樹幹注入)210万円が主な増の要因でございます。5目商工費県補助金、2節沖縄県緊急雇用創出事業補助金。今帰仁村6次産業推進事業933万1,000円。モリングの先進的研究開発・商品化推進事業152万2,000円、これが増の要因でございます。

20ページをお願いいたします。17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入。これにつきましては土地売却収入呉我山西アザナ原342万2,455円が増でございます。

21ページ、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、これは今帰仁村うるおいと安らぎの村づくり応援基金225万円の増となっております。2目指定寄附金、これは地域活動拠点活性化事業229万4,000円の増となっております。

飛ばしまして24ページをお願いいたします。22款村債、1項村債、1目総務債です。これは沖縄振興特別推進交付金事業、これが1,860万円の減となっております。

25ページを飛ばしまして、26ページ歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。これは4節の共済費250万円、それから11節需用費110万円が主な増の要因でございます。

27ページ、4目財産管理費、これは積立金587万3,000円、これが増の要因でございます。それから6目交通安全対策費、15節工事請負費。交通安全対策工事費135万円が増の要因でございます。

30ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費、これの20節扶助費。市町村地域生活支援事業180万円、補装具給付費200万円、障害福祉サービス費6,000万円が増の要因でございます。

32ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。これの13節委託料は、子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査業務。それから、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業。これが519万8,000円増の要因でございます。

33ページ、3目保育所費。これは11節需用費が増の要因でございます。

36ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費は11節需用費の増が主な要因でございます。それから6目水道事業費、これは簡易水道事業統合推進経費1億2,167万円の繰り出しとなっております。

39ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費。これは13節の委託料、総合整備事業、新規地区採択計画書作成委託が増の要因でございます。19節負担金、補助金及び交付金。これにつきましては、青年就農給付金事業が主な増の要因でございます。9目村づくり交付金、これは15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償、補填及び賠償金の組み替えでございます。

40ページ、2項林業費、2目林業振興費。これについては13節委託料、森林病虫害等防除事業（樹幹注入）283万円が増の主な要因でございます。それから15節工事請負費、バンガロー機能強化整備事業531万6,000円の減でございます。22節補償、補填及び賠償金。これが損失補償319万3,000円が増でございます。

43ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、2目観光振興費。これの19節負担金、補助及び負担金は、観光力基盤強化事業今帰仁グスク桜まつり。それから、古宇利島ハーフマラソンが主な増となっております。3目地域活動拠点活性化事業、15節工事請負費、これが930万円増の要因でございます。

45ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は7節賃金が主な増の要因でございます。

46ページ、8款土木費、3項河川費、2目河川改良費。これは今帰仁城跡周辺環境整備事業310万円の減が要因でございます。それから17節公有財産購入費、これも同事業の減でございます。

49ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費。これの18節備品購入費は車両購入費647万2,000円が増の要因でございます。

50ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、11節需用費の増でございます。

53ページをお開きお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費は生徒用机・椅子180万円の増が要因でございます。

56ページ、10款教育費、5項社会教育費、4目今帰仁城跡整備事業。これは7節賃金と15節工事請負費の組替えでございます。6目グスク交流センター等費、これにつきましては15節工事請負費、今帰仁城跡第3駐車場舗装等工事681万円の減が主な要因でございます。

57ページ、10款6項保健体育費、1目保健体育総務費。これは11節需用費の増となっております。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第16. 「議案第55号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第55号

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,702万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 療養給付費交付金		50,480	4,000	54,480
	1 療養給付費交付金	50,480	4,000	54,480
7 県支出金		139,893	650	140,543
	2 県補助金	120,891	650	121,541
歳入合計		2,122,379	4,650	2,127,029

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		51,409	0	51,409
	1 総 務 管 理 費	33,508	△26	33,482
	2 徴 税 費	17,768	26	17,794
2 保 険 給 付 費		1,120,786	4,000	1,124,786
	2 高 額 療 養 費	156,002	4,000	160,002
3 保 健 施 設 費		28,486	650	29,136
	1 特定健康診査等事業費	16,312	0	16,312
	2 保 健 施 設 費	12,174	650	12,824
歳 出 合 計		2,122,379	4,650	2,127,029

以下につきましては、福祉保健課長が説明をいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時39分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。以下につきましてはお目通しを願いたいと思います。歳入歳出の詳しい説明につきましては、福祉保健課長で説明をいたします。よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは5ページをお願いします。5款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金は、退職被保険者療養給付費交付金400万円の増が主な要因でございます。

次、6ページ。7款県支出金、2目財政調整交付金につきましては、県特別調整交付金65万円の増が要因でございます。

次、7ページ、一般管理費についての減の主な要因としましては、14節使用料及び賃借料の減の15万8,000円が大きく影響している内容で、主に組み替えという内容になっております。

次に8ページをお願いします。1款総務費、1目賦課徴収費2万6,000円の増につきましては、13節委託料12万6,000円の増が主な要因となっております。組み替え等をした内容となっております。

次に9ページ、2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費400万円の増の要因としましては、退職被保険者等高額療養費の増によるものが主な要因です。

次、10ページ。8款保健施設費、1目特定健康診査等事業費は組み替えとなっております。

11ページ、8款保健施設費、2項保健施設費、1目疾病予防費の65万円の増につきましては、11節需用費の増、それから18節備品購入費の20万9,000円が主な要因となっております。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第17。「議案第56号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算

について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第56号

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,065万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,905万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		219,700	△2,711	216,989
	1 事業収入	219,700	△2,711	216,989
3 繰入金		19,000	121,670	140,670
	1 繰入金	19,000	121,670	140,670

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 収 入		701	5,892	6,593
	2 雑 入	700	5,892	6,592
6 村 債		73,000	△64,200	8,800
	1 村 債	73,000	△64,200	8,800
歳 入 合 計		458,402	60,651	519,053

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		44,138	1,699	45,837
	1 総 務 管 理 費	44,138	1,699	45,837
2 事 業 費		339,784	52,242	392,026
	1 簡 易 水 道 費	337,184	52,242	389,426
3 公 債 費		64,502	6,710	71,212
	1 公 債 費	64,502	6,710	71,212
歳 出 合 計		458,402	60,651	519,053

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
天底地区簡易水道事業	千円 8,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 当該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただ し、村財政 の都合によ り据置期間 及び償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還もし くは、低利 に借換えす ることができる。	千円 0	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 当該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただ し、村財政 の都合によ り据置期間 及び償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還もし くは、低利 に借換えす ることができる。
諸志地区簡易水道事業	50,500	〃			8,800	〃		
湧川地区簡易水道事業	14,000	〃			0	〃		
合 計	73,000			8,800				

総括につきましては割愛して、お目通しを願いたいと思います。それ以降の詳しい説明につきましては、建設課長より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 それでは6ページをお願いします。歳入です。1款1項1目、補正額減の271万1,000円の主な要因は、1節の水道使用料が主な要因となっております。

7ページ、3款1項1目、補正額です。1億2,167万円の増の主な要因は、1節一般会計繰入金が主な要因となっております。

8ページ、5款2項1目、補正額589万2,000円の主な要因は、1節雑入が主な要因となっております。

9ページ、6款1項1目、減の6,420万円の主な要因は、1節村債が主な要因となっております。

10ページ、1款1項1目、補正額169万9,000円の増の主な要因は、7節賃金が主な要因となっております。

11ページ、2款1項1目、補正額4,174万2,000円の主な要因は、15節工事請負費と17節公有財産購入費が主な要因となっております。

12ページ、2款1項2目、補正額1,050万円の増の主な要因は、11節需用費が主な要因となっております。

13ページ、1款1項1目、補正額540万円の増の主な要因は、23節償還金、利子及び割引料が主な要因となっております。それから2目、補正額131万円の増の主な要因は、23節償還金、利子及び割引料が主な要因となっております。

以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第18。「議案第57号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第57号

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,390万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		1,268	56	1,324
	2 償還金及び還付加算金	9	56	65
歳入合計		83,848	56	83,904

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		10	56	66
	1 償還金及び還付加算金	9	56	65
歳出合計		83,848	56	83,904

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第19.「議案第58号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時54分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第58号

工事請負契約について

諸志簡易水道施設整備配水管布設工事1工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1, 契約の目的 諸志簡易水道施設整備配水管布設工事1工区
- 2, 原契約の金額 ¥66,150,000
- 3, 変更契約の金額 ¥4,935,000
- 4, 契約の相手方 今帰仁村字越地284番地
有限会社 丸島建設
代表取締役 島袋松男

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

諸志簡易水道施設整備配水管布設工事1工区の設計変更に伴い増額することにより請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

次ページ以降に工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。
以上でございます。

- 議長 久田浩也君 日程第20.「議案第59号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第59号

工事請負契約について

天底簡易水道施設整備配水管布設工事4工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1, 契約の目的 天底簡易水道施設整備配水管布設工事4工区
- 2, 原契約の金額 ¥80,850,000
- 3, 変更契約の金額 ¥7,245,000
- 4, 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根249番地の5
株式会社 金良建設
代表取締役 金良敏夫

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

天底簡易水道施設整備配水管布設工事 4 工区の設計変更に伴い増額することにより請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

次ページに工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しをお願いします。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第21. 「報告第11号 専決処分の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第 1 項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第 2 項の規定によりこれを報告します。

平成25年12月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	諸志簡易水道普通沈殿池築造工事 8 工区
議決された契約の金額	¥108, 150, 000
専決処分した契約の金額	¥ 2, 625, 000

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成25年11月21日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しをお願いします。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 日程第22.「現場踏査」を議題といたします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定いたしました。

本日は現場踏査終了後、散会いたします。

(現場踏査後 散会)